

介護保険制度改革事項・ 留意事項等について

目次

はじめに 事前質問への回答

1. 電子申請届出システム利用の原則化について
2. 令和8年度介護分野の職員の処遇改善について
3. 生産性向上の取組みについて
4. 高齢者虐待の防止について
5. ケアマネ・主任ケアマネ資格取得支援について
6. カスタマーハラスメント対策の義務化について
7. スポットワークを活用した介護人材確保について
8. 補助により取得した施設・設備の財産処分について
9. 福祉イノベーション補助金について
10. ケアプラン点検について
11. 暫定ケアプランについて
12. 第10期計画に向けた各種調査の実施について

始めに 事前質問への回答

質問の要旨	<p>(居宅介護支援事業所より質問) オンラインモニタリングについて、小松市の考えを確認したい</p>
質問	<ul style="list-style-type: none">・厚生労働省が示しているオンラインモニタリングの実施の流れで問題ないか・「サービス担当者からの情報提供」については、厚生労働省が示している「モニタリングに係る情報連携シート（別紙3）」に基づき、代替手段で「同等の情報が確認できること」を書面等で確認できれば問題ないか・要支援の場合「利用者の同意を文書で得る」のは、各包括から文書で利用者への同意を得る必要があるのか

事前質問への回答

回答	<ul style="list-style-type: none">・ オンラインによるモニタリングについては、国の基準及び解釈通知及び関連のQ&A等に基づき行ってください（市独自の方針やルールはありません）・ 「サービス担当者からの情報提供」の方法については、R6介護報酬改定に関するQ&A（R6.3.15）の問108、問109が参考になりますので確認してください・ 要支援の利用者については、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が基準に基づき行うこととなります
参照 【居宅介護支援】	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準：第13条第14号 解釈通知(平成11年7月29日老企第22号)：3 運営に関する基準 (8) ⑮モニタリングの実施 (第14号)
参照 【介護予防支援】	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準：第30条第16号 解釈通知(平成18年3月31日 老振発第0331003号、老老発第0331016号)：4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 ⑰モニタリングの実施 (第16号)
関連Q&A	R6介護報酬改定に関するQ&A Vol.1（R6.3.15）の問106～問111 R6介護報酬改定に関するQ&A Vol.3（R6.3.29）の問5

1. 電子申請届出システム利用の原則化について

- ・令和7年4月から、介護サービスに係る指定申請等がWEB上でできる「電子申請届出システム」の運用を始めています
- ・電子申請できる手続きは、指定申請、廃止・休止・再開届出、変更届出、更新申請、加算の届出です
- ・令和8年4月からは、介護保険法に基づく本市への申請・届出は、原則として同システムを利用してください（やむを得ない事情によりシステムを利用できない場合は、長寿介護課に連絡した上で、電子メールや紙媒体による申請も可能。）
- ・小松市ホームページ 介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」について
<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1039/1/17578.html>
- ・厚生労働省 電子申請・届出システムのページ
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

2. 令和8年度介護分野の職員の処遇改善について

- ・ 令和8年度介護報酬改定において、介護分野の職員の処遇改善が行われます（令和7年度分については補助金という形で実施）
- ・ 令和8年6月から、現行の「介護職員等処遇改善加算」が拡充・再編される形
- ・ 対象を介護職員だけでなく、介護従業者にも拡大し幅広く実施
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者に上乘せ加算区分を設ける
- ・ これまで算定の対象外だった居宅介護支援、介護予防支援、訪問看護・訪問リハビリテーションが新たに対象となる
- ・ 処遇改善計画書については、令和8年4月15日までに提出してください
（居宅介護支援のみなど、新規事業所のみ事業者は6月15日まで）
- ・ 令和8年度からの計画書様式は、厚労省から示され次第、メールにて通知し小松市HPに掲載します

令和8年度介護報酬改定の概要

概要

- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。改定率は+2.03%（処遇改善分+1.95%、基準費用額（食費）の引上げ分+0.09%）となる。

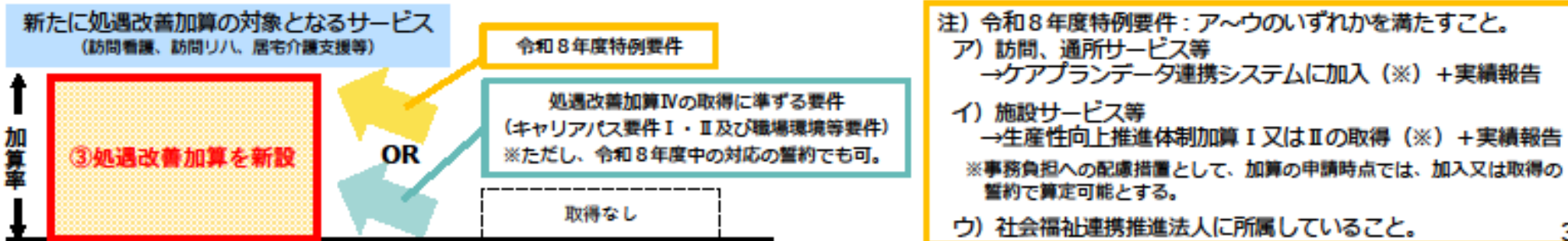
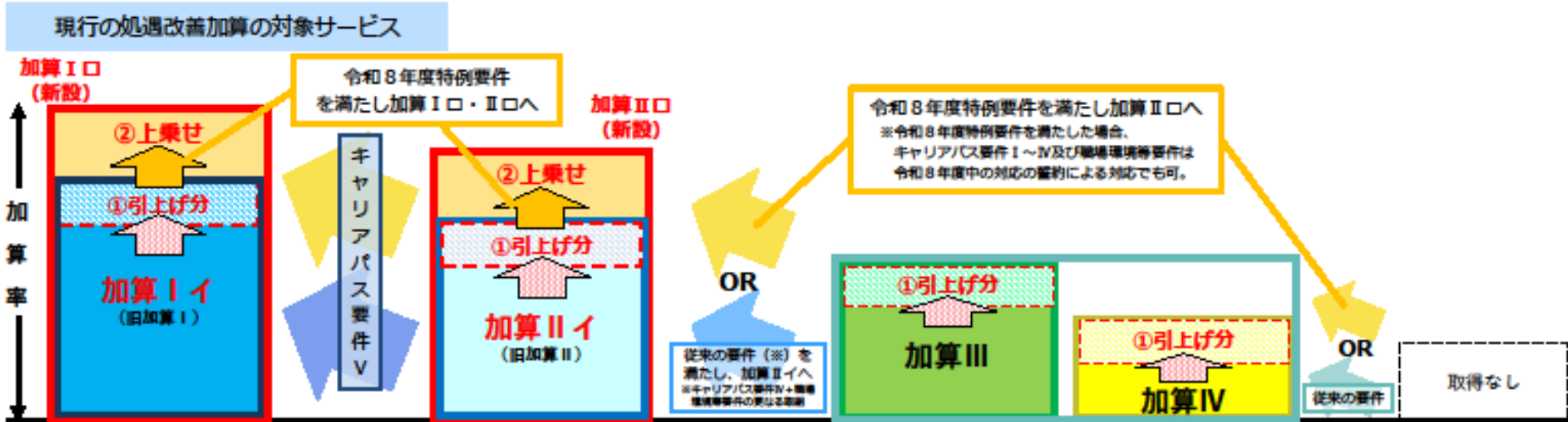
令和8年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和7年12月24日）（抄）

「「強い経済」を実現する総合経済対策」において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、**令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施**する。具体的には、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による**改定率は+2.03%**（国費+518億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
 - ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
- ※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。
 - ・ また、令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）。

なお、令和9年度介護報酬改定においては、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、「介護事業経営実態調査」等において、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。同時に、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む必要がある。今般の有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について所要の措置を講じることを検討する。

- 概要**
- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
 - 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
 - ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
 - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
 - ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。



介護職員等処遇改善加算の拡充②

加算率	サービス区分	介護職員等処遇改善加算					
		I		II		III	IV
		Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
	訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
	夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%
	訪問入浴介護★	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%
	通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
	地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
	通所リハビリテーション★	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%
	特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%
	認知症対応型通所介護★	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%
	小規模多機能型居宅介護★	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%
	看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%
	認知症対応型共同生活介護★	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%
	介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%
	介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%
	介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%
	サービス区分	介護職員等処遇改善加算（新設）					
	訪問看護★	1.8%					
	訪問リハビリテーション★	1.5%					
	居宅介護支援・介護予防支援	2.1%					

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。
 ※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

介護職員等处遇改善加算の拡充③

取得要件	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
			・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分		
職場環境の改善 （職場環境等要件）		○	○	◎	◎
昇給の仕組み （キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額440万円 （キャリアパス要件Ⅳ）				○	○
経験・技能のある介護職員 （キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は
令和8年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した
事業者の介護職員分の
加算率を上乗せ

注1) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。
 ※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注2) 令和8年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
 ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績の報告を行う。
 イ) 施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。
 ※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。
 ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

3. 生産性向上の取組みについて

・令和6年度改正により、介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、**生産性向上の取組みのための委員会**の設置が義務付けられています

設置の目的

利用者の安全

介護サービスの質の確保

職員の負担軽減

- ・義務付けの対象サービスは、施設系、短期入所系、居住系、多機能系サービスです
- ・委員会は定期的に開催することとし、開催頻度は、形骸化しないよう各事業所の状況に応じて決めるのが望ましいですが、『生産性向上推進体制加算』を算定する場合は、3カ月に1回以上開催してください
- ・厚生労働省が示す「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めてください <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>
- ・令和6年度～8年度は経過措置期間として努力義務ですが、令和9年4月からは義務となりますので、まだ取組みを行っていない事業所は、**令和8年度中に整備をしてください**

4. 高齢者虐待の防止について① 通報の義務

- ・ 高齢者虐待防止法に基づき、要介護施設の従業者が、業務に従事している施設において、**従業者等による虐待**を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、**速やかに、施設が所在する市町村に通報する義務**があります
- ・ また、**養護者**（施設従事者以外の者。家で介護している家族など）や、**業務に従事している施設以外の施設従業者等**から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合で、
生命又は身体に重大な危険が生じている場合 → **速やかに市町村に通報（義務）**
上記以外の場合 → **市町村に通報（努力義務）**
- ・ 養介護施設従事者等は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けることはありません
- ・ 高齢者虐待の早期発見および防止・保護につなげるために、法令遵守をお願いします

4. 高齢者虐待の防止について② 高齢者虐待の例その1

種 類	内 容	具 体 例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること	<ul style="list-style-type: none"> ・平手打ち、つねる、殴る、蹴る、やけどさせるなどの暴力 ・本人に向けて物を投げつける、刃物を近づける ・移動の際に無理に引きずる、無理やり食事を口に入れる ・身体を拘束し自分で動くことを制限する（ベッド柵、つなぎ服、意図的に薬を過剰摂取させて動きを抑制など） ・外から鍵をかけて閉じ込める
介護・世話の放棄・放任（初〆外）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴させず異臭がする、爪や髪が伸び放題 ・皮膚や衣服、寝具が汚れている ・水分や食事を十分に与えず脱水や栄養失調の状態にある ・ゴミを放置する、冷暖房を使わせないなど劣悪な住環境 ・必要な介護・医療を相応の理由なく使わせない ・同居人等による虐待行為を放置する

4. 高齢者虐待の防止について③ 高齢者虐待の例その2

種 類	内 容	具 体 例
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗、食べこぼしなどを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて子どものように扱う ・本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする ・家族や親族、友人等との団らんから排除する
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にする ・排泄や着替えの介助がしやすいからと下半身を裸にしたり下着のまま放置する ・人前で排泄をさせたりおむつ交換をする ・キス、性器への接触をする
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・入院や受診、介護保険サービスに必要な費用を滞納する ・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する ・施設入所しているのに同意なく自宅の改造費に預金を使う

5. ケアマネ・主任ケアマネ資格取得支援について

- ・令和8年度、介護支援専門員（ケアマネジャー）及び主任介護支援専門員の資格取得を支援する補助金制度を新設します
- ・対象は、ケアマネ資格または主任ケアマネ資格を新たに取得してから1年以内の人
- ・小松市内の介護事業所に勤務しているか、勤務する予定の人
- ・資格取得に要した試験・実務研修にかかった費用を対象に、5万円を上限に交付
- ・詳細は3月中に市HPなどでお知らせします

現状と課題

支援ニーズの増加と多様化

職員の負担増

なり手不足

人材育成の負担

職員の高齢化

取組の方向性

介護や障害福祉サービスの
相談支援を担う人材の
確保と育成

将来に向けた
安定的な
サービス提供

介護ケアマネジャー(介護支援専門員)

新 介護支援専門員資格取得支援補助金

予算額: 100万円

【対象者】 新たにケアマネジャー資格または主任ケアマネジャー資格を取得し、市内の指定介護事業所に勤務する(予定の)人

【対象経費】 資格取得試験及び実務研修費用

【補助額】 実支出額の10/10(上限5万円)

福祉相談支援専門員

新 相談支援専門員資格取得奨励金

予算額: 45万円

【対象者】 市内障害福祉サービス等事業所に所属し、相談支援専門員資格等の研修を修了した人

【補助額】 定額 3万円

新 相談支援事業推進補助金(R8~10年度事業)

予算額: 540万円

【対象者】 新たに常勤専従の相談支援専門員を1名配置した市内の相談支援事業所の運営法人

【補助額】 定額 15万円×12ヵ月
(新規配置に係る収支のマイナス相当を補助)



6. カスタマーハラスメント対策の義務化について

- ・令和7年6月に「改正労働施策総合推進法」が成立し、全ての産業に対してカスタマーハラスメント（カスハラ）対策が義務化されることとなりました
- ・介護現場においても、令和8年10月1日から、全介護事業者に対してカスハラ対策が義務化される予定です
- ・現行基準では、セクハラ、パワハラは既に義務化されており、カスハラは努力義務
→カスハラも義務付けの対象になります
- ・事業者には、利用者や家族からの暴言や過度な要求等から従業員を保護し、離職防止のための措置が義務付けられます
- ・具体的な内容は今後、国から示されます
- ・令和8年度、本市主催の介護事業所向けカスハラ対策研修を開催予定です

7. スポットワークを活用した介護人材確保について

- ・「スポットワーク」とは、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働くことを指しますが、ここでは、アプリを利用して、「働きたい時間」と「働いてほしい時間」をマッチングするサービスを利用した働き方のことを言います
- ・令和7年12月に、雇用仲介アプリを提供する株式会社タイミーと、小松市、小松商工会議所の3者が「多様な担い手の確保を通じた小松市内の経済活性化に関する連携協定」を締結し、3者が連携して、市内の事業者の人材確保や多様な働き方の推進に取り組んでいます
- ・例えば、資格や経験が不要なシーツ交換や掃除、洗濯、調理補助や送迎など、2～3時間のお仕事を、必要な時だけ募集することができます
- ・スポットワークを利用して働いた人が正規雇用につながるなど、介護人材確保の入り口として活用することも期待できます
- ・興味のある事業所に対し、個別に説明を行うので市長寿介護課までご連絡ください

8. 補助により取得した施設・設備の財産処分について

- ・施設整備（ハード）補助金・交付金で取得した財産には、その財産の耐用年数※が経過するまでは、財産の処分に対して制限がかかります。

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）に定める償却期間

- ・処分とは、「転用」「譲渡」「交換」「貸付」「取壊し」「廃棄」を言います。
- ・耐用年数が経過する前にこれらの処分（事業の廃止や移転等）を行うことになった場合には、**必ず事前に市に相談ください**
- ・経過年数や処分の内容によっては、**補助金の返還が必要な場合があります**

9. 福祉イノベーション補助金について

- ・介護従事者の業務負担軽減や、より質の高いサービス提供を目的として、介護ロボットやICT機器の導入費用の一部を助成します
- ・補助金額は、
 - 購入の場合 : 補助率 1 / 2、
 - レンタル・リースの場合 : 補助率 2 / 3 (12カ月分まで)補助金の上限額は、事業所ごとに50万円です
- ・補助対象となるのは、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援、入浴支援などの機器導入費用です
- ・令和8年度については、4月以降に小松市ホームページに掲載するとともに、各事業所へメールでお知らせする予定です

10. ケアプラン点検について

- ・令和8年度も、介護給付費適正化と、ケアマネジメントのプロセスを確認することを目的として、居宅介護支援事業所を対象にケアプラン点検を行います
- ・利用者の尊厳の保持と、自立支援に資する適切なケアマネジメントとなっているかを、市とケアマネジャーと一緒に検証、確認するものです
- ・厚生労働省が示す「ケアプラン点検支援ツール」を利用して行います

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/hoken/jissi_00005.html

- ・ケアプラン点検を行う事業所には、市から文書で依頼しますので、ご協力をお願いします

1 1. 暫定ケアプランについて

- ・令和6年度から、市への暫定ケアプランの提出は不要としていますが、以下のような場合には**暫定ケアプランの作成が必要**です
 - ✓新規に認定申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービス利用する場合
 - ✓区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービス利用する場合
 - ✓更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合
- ・暫定ケアプランを作成する場合においても、運営基準で定められているアセスメントやサービス担当者会議といった一連の業務を行ってください
- ・認定の見込みが要支援か要介護か判断できないときは、必ず居宅介護支援事業所と高齢者総合相談センターで相互に連携してケアプランを作成してください
- ・予め事業所の名称が印字された保険証が本人に届く場合がありますが、その場合でも、**必ず保険証で要介護度等を確認してください**（見込みと異なる認定結果が見過ごされているケースがあります）

12. 第10期計画に向けた各種調査の実施について

令和8年4月以降、順次メールにて調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

調査名	対象
居所変更実態調査	老健、特養、グループホーム、有料老人ホーム等
介護人材実態調査	法人及び全ての施設・通所・訪問事業所
介護サービス事業者調査	法人
地域密着型事業所調査	グループホーム、地域密着型通所介護、（看護）小規模多機能型居宅介護等
介護支援専門員に関する調査 （介護サービス供給量に関する調査）	居宅介護支援、（看護）小規模多機能型居宅介護、グループホーム、地域包括支援センター